

受取人、このままでいい？ 3つのチェック

保険の受取人チェックシート

受取人が「妻（お母さん）」のままだと、
お母さんが亡くなるときの税金が増えることがあります。

1 誰が保険料を払っている？



お父さんのお金で払った保険 → 相続税。
お母さんのお金で払った保険を子に → 「贈与」。

名前より「誰のお金か」



2 相続税がかかりそうな家？



かからない枠「3,000万円＋600万円×相続人の数」。
母と子2人なら4,800万円。
家の評価・預金・退職金・保険金を足して比べます。

かからない家：母のままでいい
（税金では差が出ないので、お母さんの生活を優先）



3 お母さんの生活費は足りる？



毎月いくら足りないか、何年続くか。
税金の前に、お母さんが困らない金額を決めます。

→ 生活費を残して、残りを子に

このまま

変える

分ける

保険証券を見て書き込もう

スマホで撮った写真を見ながらでOK

1 保険証券の表



保険会社・種類	保険金額	契約者	被保険者	受取人	保険料を払っている人	判定 (このまま・変える・分ける に○)
例) ○○生命・ 終身保険	1,500万円	父	父	母	父	見直す
	万円					このまま・変える ・分ける
	万円					このまま・変える ・分ける
	万円					このまま・変える ・分ける
	万円					このまま・変える ・分ける

2 うちは相続税がかかりそう？



家・土地

(建物は固定資産税評価額、土地は路線価で)

万円

預金・有価証券

万円

退職金の残り

万円

死亡保険金 - (500万円×相続人の数)

(差し引いてマイナスなら0)

万円

合計 A

万円

かからない枠 B = 3,000万円 + 600万円×相続人の数
(母と子2人なら4,800万円)

万円

→ A が B を超えるなら、受取人を見直す価値あり。

3 お母さんの生活費



万円 × 12か月 × 年 = 万円

例：3万円×12か月×15年＝540万円。介護費用も考えて、少し多めに。

この分はお母さんに残し、残りを子に。2回目（お母さんの相続）は配偶者の軽減が使えず、相続人も1人減ります。

2026年10月時点。概算です。ご自身のケースは専門家にご確認ください。

YouTube 正直銀行員こう

電話で聞くひとこと

そのまま読めばOK。答えは線に書いておこう

動画のケース（概算）

差は約200万円



おじさんの財産8,000万円、保険1,500万円

1回目（おじさん）：受取人が誰でも税金はほぼ同じ

2回目（おばさん）

受取人＝おばさん 約350万円

受取人＝子ども 約150万円

まず、親にはこう聞く



「保険証券って、どこにしまってある？」

何で？と聞かれたら「受取人で税金が変わるらしいよ」で十分。

保険会社に電話（契約者本人が電話）



1「契約者の〇〇です。受取人の変更書類を送ってください。」

2「今の受取人は誰になっていますか？」

3「受取人を2人以上に分け、割合を決められますか？」



4「保険料はどの口座から引き落とされていますか？」

答えが変わる2タイプ

子どものいない夫婦：奥さんが先に亡くなるときに備え、妻の次の受取人まで決めておく

受取人が親のきょうだい：子どもがいれば相続人ではなく、保険の非課税枠は使えない

忘れずに

変更時は税金なし（税金は保険金を受け取るとき）。

契約者と被保険者が違う保険は、被保険者の同意が必要（保険法45条）。

前の奥さんが受け取れるという裁判所の判断あり。受取人を確認。

保険金をきょうだいに分けると贈与。最初から受取人を分ける。

迷ったら、変える前に保険会社や税理士に聞く。基礎控除：相続税法15条。死亡保険金の非課税枠「500万円×法定相続人の数」は相続人が受け取る場合のみ（相続税法12条、国税庁 No.4114）。配偶者の税額軽減：1億6,000万円が法定相続分まで（相続税法19条の2、国税庁 No.4158）。モデルケースの概算です。実際の税額は財産の評価や分け方で変わります。特定の商品の加入や解約をすすめるものではありません。

2026年10月時点。概算です。ご自身のケースは専門家にご確認ください。

YouTube 正直銀行員こう